

労働安全衛生法施行令など改正 GHSに対応



労働者の健康を損なうおそれのある化学物質等の表示および文書交付制度の内容を「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(以下、GHS)に関する国連勧告に対応させるため、平成18年10月20日に「労働安全衛生法施行令」、「労働安全衛生規則」の改正と「労働安全衛生法第57条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章」が公布されました。

「労働安全衛生法施行令」の改正内容には、①譲渡・提供する際に容器・包装に、名称・成分等を表示しなければならない化学物質に、エチルアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルローズ、ピクリン酸、1,3-ブタジエン、の8物質を追加すること、②譲渡・提供する際に文書交付等により、名称・成分等を通知しなければならない化学物質に、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトロセルローズの3物質を追加することが盛り込まれました。

「労働安全衛生規則」の改正内容には、「表示対象物質を含有する製剤その他の物」、「文書交付の対象物質を含有する製剤その他の物」で、表示や文書交付が必要となるものの濃度範囲を国連勧告に対応したものに見直すことが示されています。

また、「労働安全衛生法第57条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章」は、労働者の健康を損なうおそれのある化学物質の表示方法を、JIS Z7251「GHSに基づく化学物質等の表示」を引用し、同JISに規定される絵表示を表示するものとしています。

これらの内容は、平成18年12月1日から施行となります。

GHSの詳細につきましては、2006年3月、5月のニュースコンテナ記事をご参照下さい。

当社では、労働安全衛生法に基づく有機溶剤や化学物質等の分析も行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2006年10月20日付 厚生労働省報道発表資料
EIC ネット

機器分析箇所 山田悠貴